

両立支援等助成金の拡充

令和6年度補正予算

(育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コースの拡充)

「共働き・共育て」の実現に向けて、育休中の業務代替を行う周囲労働者への支援を行う
「育休中等業務代替支援コース」の拡充及び男性の育児休業取得促進に向けた
「出生時両立支援コース」の見直しを行う。

※中小企業事業主のみ対象。国(都道府県労働局)で支給事務を実施
※支給額の赤字・下線が新規・拡充箇所

拡充

拡充

コース名	出生時両立支援コース	育休中等業務代替支援コース
コース内容	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始 <u>※第2種は第1種未受給でも申請可能に</u>	育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施 <u>※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象に</u>
支給額 (休業取得/ 制度利用者1 人当たり)	<p>① 第1種 (男性の育児休業取得) ▶ 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始</p> <p>1人目 20万円 2~3人目 10万円</p> <hr/> <p>② 第2種 (男性育休取得率の上昇等) <u>申請年度の前年度を基準とし 男性育休取得率(%)が 30ポイント以上上昇し、 50%以上となった場合等</u></p> <p>60万円</p>	<p>① 育児休業中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 <u>(社労士委託なしの場合6万円)</u></p> <p>② 育短勤務中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 <u>(社労士委託なしの場合3万円)</u></p> <p>③ 育児休業中の新規雇用 ・代替期間に応じ以下額を支給 (最短)7日以上 9万円 (最長)6か月以上 67.5万円</p> <p>最大 140 万円 <u>「休業取得時」30万円+ 「職場復帰時」110万円</u></p> <p>最大 128 万円 <u>「育短勤務開始時」23万円+ 「子が3歳到達時」105万円</u></p> <p>最大67.5万円</p> <p>※①~③合計で1年度10人まで、初回から5年間</p>
加算措置 & 加算額	<p>① 第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 ▶ 10万円加算</p> <hr/> <p>② 第2種 <u>第2種申請時に</u>プラチナくるみん認定事業主であった場合 ▶ 15万円加算</p>	プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下通り割増。 <p>① 育児休業中の手当支給 ・業務代替手当の支給額を4/5に割増</p> <hr/> <p>③ 育児休業中の新規雇用 ・代替期間に応じた支給額を増額 ▶ 最大82.5万円 (最短)7日以上 11万円 (最長)6か月以上 82.5万円</p>
【各コース共通】育児休業等に関する情報公表加算		
申請前の直近年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算。		
<対象の情報>①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※各コースごと1回限り		